

2020年7月15日

大阪市立旭区民センター
利用者各位

使用制限に伴う施設使用料半額減免について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、旭区民センターの利用者の皆様には、感染症対策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、ご利用の際には、参加人数の制限や参加者間の距離確保等感染症対策を実施することを前提に使用いただくなどご負担をおかけしているところがあり、このたび、利用者の皆様の負担軽減を図る観点から施設使用料(附属設備の使用料は除く)を半額とする措置を実施することにしましたので、お知らせします。

皆様には、感染症拡大防止に引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

対象期間

2020年7月15日～2021年3月31日 利用分

対象使用料

施設使用料(附属設備使用料は除く)

還付要領

- ①使用申請時 … 一旦は全額納付いただきます
- ②使用日以降 … 旭区民センター窓口にて還付手続(代表者認印要)をしていただき、施設使用料の半額を窓口にて還付します

問い合わせ先:旭区民センター 06-6955-1307